⒀　本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札により難い者は、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、同基準に基づき阪神高速の承諾を得た上で紙入札方式によることができる。

2　競争参加資格

⑴　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に阪神高速における「土木」に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、開札までに阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　単体又は２者による特定建設工事共同企業体であること。ただし、

①　単体の場合は、開札時に阪神高速における「土木」に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上の者であること。

②　特定建設工事共同企業体の場合は、開札時に代表者及び構成員が共に阪神高速における「土木」に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上の者であること。

⑸　平成10年度以降に元請けとして、下記に示す施工実績（完成し、引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他構成員それぞれが平成10年度以降に元請けとして下記に示す施工実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ただし、阪神高速が発注し、平成12年度以降に完成し、引き渡した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。また、国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数未満の工事も施工実績として認めない。

・道路において、鉄筋コンクリート構造物の撤去を含む工事

⑹　３⑵に示す評価項目に対する当該工事における技術提案を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

⑺　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（平成23年度及び平成24年度）に完成し、引き渡しされた工事の実績がある場合は、当該工事の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑻　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

①　下記に示すいずれかの資格を有する者であること。

・１級土木施工管理技士

・技術士（建設部門）

②　平成10年度以降に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す工事経験を有する者であること。ただし、工事経験の取扱いは、⑸の施工実績の取扱いに同じ。

・道路において、鉄筋コンクリート構造物の撤去を含む工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　配置予定技術者を主任技術者とする場合は、下請契約の金額を建設業法（昭和24年法律第100号）により許可されている範囲内（3,000万円未満）とすること。なお、申請書及び資料提出時に下請契約の金額が未定である場合は、配置予定技術者は監理技術者として登録すること。

⑼　申請書及び資料の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

⑽　申請書及び資料の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⑾　特定建設工事共同企業体を結成する場合については、入札説明書を参照すること。

⑿　本工事に係る設計業務等の受託者（当該受託者が設計共同体の場合は、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札予定者を決定する方式とする。

①　技術評価点として、２⑹に関する技術提案書の評価に応じて付与する点数として最大40点（コスト縮減提案に関する評価点がある場合はこれに加点する。）、品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数として最大30点を与える。

②　価格評価点として、入札価格を一定のルールに沿って点数化したものを与える。

③　技術評価点と価格評価点を加算して算出した評価値を用いて、落札予定者を決定する。

以下にその概要を示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書を参照すること。

⑵　評価項目　技術提案に関する事項

１）トンネル天井板撤去方法に関する技術提案・技術的所見

２）覆工コンクリート補強に関する技術的所見

３）施工時における周辺地域の環境維持に関する所見

４）施工時における坑内作業員及び第三者に対する安全対策に関する所見

５）実現可能なコスト縮減提案（コスト縮減に寄与する技術提案）

なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

⑶　落札予定者の決定　入札参加者は、価格をもって入札し、提出された技術提案書の評価に応じて付与する点数及び品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数などからなる技術評価点、並びに入札価格を点数評価した価格評価点から、評価値［評価値＝技術評価点＋価格評価点］を算出し、次の条件を満たす評価値の最も高い者を落札予定者とする。

①　入札価格が契約目安価格以下又は契約目安価格を超える一定の範囲内であること。

②　技術提案等が適切であること。

⑷　⑶において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札予定者を決定する。